

施設から保護者のみなさまへ

受給者証の 取り方ガイド

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



受給者証は、児発・放デイを利用するための証明です

児発は「児童発達支援」、放デイは「放課後等デイサービス」の短い呼び方です。

くらべること	通所受給者証	療育手帳
何のため？	児発・放デイなどを利用するため	知的障害のある人が支援や割引などを受けるため
どこが出す？	市区町村	都道府県・指定都市
児発・放デイに必要？	必要です	なくても利用できます

療育手帳がなくても、通所受給者証は申請できます。この2つは別の制度です。

診断名がなくても、支援が必要なら申請できます

市区町村が、お子さんの様子や提出書類、聞き取りの内容を見て決めます。

発達が気になる

生活や集団で困りごとがある

ことば、行動、学び、人との関わりなどで、継続した支援を考えているお子さんです。

診断がない

「グレーゾーン」でも相談できる

診断名がまだなくても、医師の意見書などで支援の必要性を伝えられる場合があります。

手帳がない

療育手帳は必須ではない

療育手帳を持っていなくても、受給者証は別に申請できます。

「意見書」は、医師がお子さんの状態や支援の必要性を書く書類です。対象の考え方や必要な証明は、お住まいの市区町村で確認してください。

まず、お住まいの市区町村へ電話します

窓口の名前は「障害福祉課」「子ども福祉課」など、地域によって違います。

最初に伝えること

- 子どもの発達について相談したい
- 児発・放デイの利用を考えている
- 通所受給者証を申請したい

電話で聞くこと

- 担当する課と相談場所
- 申請までに必要な面談
- 必要書類と指定の書式
- 予約の取り方と今の待ち時間

保健センターや子育て支援センターを先に案内されることもあります。案内された順番で進めれば大丈夫です。

相談・申請・調査・交付の4段階で進みます

1 | 相談

発達の気になることを話し、面談や医師の意見書が必要か確認します。



2 | 申請

申請書と必要な書類を、市区町村の窓口へ出します。



3 | 調査

担当者が、生活の困りごとや希望する利用日数などを聞き取ります。



4 | 交付

市区町村が利用できる日数などを決め、受給者証を発行します。

「調査」は、必要な支援を決めるための聞き取りです。交付後は、希望する施設と契約して利用を始めます。

必要書類は、窓口でもらう一覧で確認します

次はよくある例です。全部が必要とは限らず、ほかの書類が必要な場合もあります。

申請

市区町村の申請書

窓口でもらうか、市区町村の案内から入手します。

子どもの様子

医師の意見書など

診断書や、保健センターの所見を求められる場合もあります。

本人確認

マイナンバー関係の書類

保護者とお子さんのものを求められることがあります。

利用の計画

サービス利用計画案

どんな支援をどう利用したいかをまとめる計画です。作り方は窓口を確認します。

世帯の確認

所得を確認する書類

利用料の上限を決めるために求められることがあります。

その他

印鑑・検査結果など

地域やお子さんの状況で変わります。先に一覧をもらうと安心です。

書類の名前、使える日付、指定の書式は自治体で違います。用意する前に、お住まいの市区町村で確認してください。

相談から利用開始までは、1～3か月ほどが目安です

申請してから受給者証が届くまでは、1～2か月ほどが目安です。混み具合や書類によって変わります。

1 早めに相談する

面談の予約が数週間先になることがあります。

2 必要なら受診を予約する

専門の医師は予約待ちが長いことがあります。相談と同時に動くと安心です。

3 書類をそろえて申請する

不足があると手続きが止まることがあります。提出前に一覧と照らしめます。

4 交付後に施設と契約する

見学や体験、利用日の相談をしてから利用を始めます。

これは一般的な目安です。実際の期間は、お住まいの市区町村と受診先、利用する施設へ確認してください。

受給者証は、原則1年ごとに更新します

自動で更新されるとは限りません。受給者証に書かれた有効期限を確認しましょう。

期限を確認

受給者証の表紙にある有効期限を見る



60～90日前

更新案内がなくても、市区町村へ確認する



書類を準備

更新申請書や意見書など、今回必要なものをそろえる



期限前に申請

利用がとぎれないよう、余裕をもって提出する

初回は有効期間が短いこともあります。通知の時期や必要書類は、お住まいの市区町村で確認してください。

よくある3つの質問に答えます

Q1

診断がなくても申請できる？

申請できます。医師の意見書などで、支援が必要なことを確認する場合があります。

Q2

療育手帳がなくても大丈夫？

大丈夫です。療育手帳と通所受給者証は別の制度です。

Q3

進学や就職に影響する？

取得や利用の履歴が、進学先や勤務先へ自動で伝わることはありません。伝えるかは保護者が決めます。

個別の事情や手続きの扱いは異なることがあります。心配な点は、市区町村の窓口や施設へ相談してください。

最初の一步は、市区町村へ相談することです

1 | 窓口を確認

「通所受給者証を申請したい」と電話で伝えます。

2 | 必要なものを確認

面談、医師の意見書、申請書などの一覧をもらいます。

3 | 早めに動く

相談から利用開始まで1～3か月ほどを見込み、受診や施設見学も進めます。

4 | 期限を管理

交付されたら、利用日数と有効期限を確認します。

わからないところは、一人で抱えなくて大丈夫です。市区町村の窓口と利用を考えている施設へ、順番に相談しましょう。

この資料は一般的な流れをまとめたものです。窓口、対象、必要書類、期間、更新は、お住まいの市区町村で確認してください。株式会社INU（ROOTS運営）は行政機関ではありません。